身体拘束等適正化のための指針

1　理念

身体拘束は、こどもの生活の自由を制限するものであり、こどもの尊厳ある生活を阻むものです。こども発達支援センターでは、こどもの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

（1）身体拘束禁止規定の遵守

　　指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

　※児童福祉法に基づく指定児童発達支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

（2）やむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則です。 例外的に以下の３つの要件の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

1. 切迫性

利用児または他の利用児の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、利用児の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それを以てしてもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用児の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

1. 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用児等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手段が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用児の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

1. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであることが要件となります。一時性を判断する場合には、利用児の状態像に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

* 但し、肢体不自由、体幹機能障害がある利用児が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、留意が必要です。

２　身体拘束等の適正化のための職員研修に関わる基本方針

　療育に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、 職員教育を行います。

（1）定期的な学習・研修の実施

（2）新任者に対する身体的拘束廃止・改善のための研修の実施

（3）その他必要な教育・研修の実施

3　身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

利用児又は他の利用児の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

1. やむを得ず身体拘束等を行う場合の検討

　緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止・適正化検討委員会を開催し、1.切迫性 2.非代替性 3.一時性の 3要件の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。また、当該利用児の家族等と連絡をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議します。上記３要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用児の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認します。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行います。

1. 利用児童や家族等に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、利用児または家族に同意を得ます。行動制限の同意の説明をし、「身体拘束に関する同意書」をもって同意を得ます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用児の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

1. 記録

記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、職員に周知します。なお、身体拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存します。

(4) 拘束の解除

（3）の記録と再検討の結果、身体拘束廃止・適正化検討委員会において協議し、身体拘束の３要件に該当しなくなったと判断した場合は、直ちに 身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

4　身体拘束等適正化に向けた体制

(1) 身体拘束廃止・適正化検討委員会の設置

　こども発達支援センターでは、身体的拘束等の適正化に向けて身体拘束廃止・適正化検討委員会を設置します。なお、「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとします。

(2) 設置目的

・事業所内等での身体的拘束適正化に向けた現状把握及び改善の検討

・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討

・身体拘束を実施した場合の解除の検討

・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(3) 身体拘束廃止委員会の構成員

・委員長は、こども発達支援センター長とします。

・副委員長は、地域支援センター所長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。

・委員には、虐待防止責任者、児童発達支援管理責任者、事故防止担当者を加えます。

・委員には、必要ある場合に利用者の代表を加えることができます。

（4）身体拘束廃止・適正化検討委員会の開催

　　・委員会は、最低年１回以上開催します。

・会の開催の必要があるときは、こども発達支援センター長が招集し開催します。

5　指針の閲覧について

こども発達支援センターの身体拘束等適正化のための指針は、開示を求められたらいつでも閲覧できるように（ホームページに）開示します。

　附則

　この指針は、令和５年４月１日より施行。

別　表

**身体拘束に関する同意書**

利用児の状態が下記に記した①・②・③をすべて満たしている時、最小限の身体拘束を行います。

ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束いたします。

1. 切迫性：利用児又は、他の利用児の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護、看護方法がない
3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である

上記の通り実施いたします。

　　年　　月　　日

吹田市立こども発達支援センター

センター長

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　 利用児氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者氏名：　　　　　　　　　　　　　　印